

つくば市高校生遠距離通学支援交付金交付規則をここに公布する。

令和7年3月26日

つくば市教育委員会教育長 森 田 充

つくば市教育委員会規則第4号

つくば市高校生遠距離通学支援交付金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高校生遠距離通学支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付の目的)

第2条 交付金は、高等学校等に在学する生徒で高等学校等又は通信教育連携協力施設に遠距離通学をする者の当該通学に要する費用の負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において交付する。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は高等専門学校（第1学年から第3学年までの課程に限る。）をいう。
- (2) 通信教育連携協力施設 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。
- (3) 保護者等 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）

第2条第1項に規定する保護者等をいう。

(交付金の交付の対象者)

第4条 交付金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、高等学校等に在学し、高等学校等又は通信教育連携協力施設に通学する生徒で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) つくば市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者

(2) 次のア又はイに掲げる高等学校等の区分に応じ、当該ア又はイに定める者に該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校 次の(ア)又は(イ)に掲げる高等学校等の課程の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める者に該当する者

(ア) 全日制の課程 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(イ) 定時制又は通信制の課程 19歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 特別支援学校又は高等専門学校 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(3) 次のア又はイに掲げる高等学校等の区分に応じ、当該ア又はイに定める者に該当する者

ア 高等学校又は中等教育学校 次の(ア)又は(イ)に掲げる高等学校等の課程の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める者に該当する者

(ア) 全日制又は定時制の課程 通学距離が片道6キロメートル以上である者

(イ) 通信制の課程 高等学校若しくは中等教育学校又は通信教育連携協力施設におおむね週1日以上通学し、かつ、おおむね週1日以上通学する高等学校若しくは中等教育学校又は通信教育連携協力施設までの通学距離が片道6キロメートル以上である者

イ 特別支援学校又は高等専門学校 通学距離が片道6キロメートル以上であ

る者

(4) 交付金の交付の申請をすることについて、保護者等の同意を得ている者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

(1) 通学に要する交通費に係る生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第17条の生業扶助をいう。）を受けている者

(2) 交付金の交付の申請をする日の属する年度において、保護者等が特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項の規定又は同項の趣旨に基づき、通学に要する交通費の全部又は一部について支弁を受けている者又は受けることが見込まれる者

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める者を対象者とすることができる。

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、1会計年度につき、対象者1人当たり3万円とする。

（交付金の交付の申請）

第6条 交付金の交付の申請をしようとする者は、つくば市高校生遠距離通学支援交付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 高等学校等に在学する生徒の住民票の写し

(2) 高等学校等に在学する生徒の学生証又は在学証明書の写し

(3) 通信教育連携協力施設に通学する生徒の当該通信教育連携協力施設に係る学生証又は在学証明書の写し（通信教育連携協力施設に通学する場合に限る。）

(4) 交付金の振込先の口座を確認できる書類の写し

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、同項第1号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同

意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。

- 3 第1項の規定による申請は、交付金の交付の申請をする日の属する年度の7月1日から1月31日までに行わなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(交付金の交付の決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の可否を決定し、つくば市高校生遠距離通学支援交付金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付金の交付の条件)

第8条 教育委員会は、交付金の交付を決定したときは、交付金の交付の決定を受けた者に対し、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 教育委員会が交付金について報告を求め、又は教育局職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じなければならないこと。

- (2) 次のいずれかに該当したときは、この交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

ア 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

イ 交付金の交付の決定を受けた年度において、次のいずれかに該当したとき。

(ア) つくば市から転出したとき。

(イ) 退学、転学又は休学をしたとき。

ウ 交付金の交付の条件に違反したとき。

エ その他教育委員会が交付金の交付の決定の全部又は一部を不適當と認めるとき。

- (3) 前号の場合において既に交付した交付金があるときは、それを返還しなければならないこと。

- (4) その他この規則の規定を遵守すること。

(交付金の交付)

第9条 教育委員会は、第7条の規定により交付金の交付を決定したときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の交付の決定の取消し)

第10条 教育委員会は、交付金の交付の決定を受けた者が第8条第2号アからウまでのいずれかに該当したときその他教育委員会が交付金の交付の決定の全部又は一部を不適當と認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(適用除外)

第12条 交付金の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号）第12条の2から第15条までの規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(つくば市高等学校等通学定期券購入支援交付金交付規則の廃止)

2 つくば市高等学校等通学定期券購入支援交付金交付規則（令和6年つくば市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

(つくば市高校生自転車等通学支援交付金交付規則の廃止)

3 つくば市高校生自転車等通学支援交付金交付規則（令和6年つくば市教育委員会規則第9号）は、廃止する。